

# 米軍関係家事相談支援・ネットワーク構築事業委託業務仕様書

## 1 業務の名称

米軍関係家事相談支援・ネットワーク構築事業

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務目的

在沖米軍関係者との家庭・交際トラブルに関しては、法制度や文化、言語の違い等により、通常の相談支援とは異なる、その特有の課題に応じた専門的な支援が必要となる。

このため、本事業では、在沖米軍関係者と県内在住者の家庭問題や交際トラブルに特化した相談窓口を設置し、相談者のそれぞれの状況に応じた相談支援を実施する。

また、在沖米軍関係者との家庭・交際トラブルに関して、沖縄県内の支援機関と在沖米軍関係機関が相互に連携・協力して支援が提供できる体制の構築を目的とする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 国際家事相談事業

#### ① 拠点相談所の設置

本事業を実施するにあたり、本島中部圏域に拠点となる相談所を設置すること。

#### ② 支援内容について

##### ア 電話相談

本事業の支援を希望する相談者からの電話相談を受けること。相談業務については、原則、拠点相談所において電話にて相談を受けるものとし、相談日及び相談時間は、下記の時間を基本とする。

なお、甲乙協議の上、対応が必要と判断される場合は、下記の相談日及び相談時間以外においても、相談業務を実施することができるものとする。

相談日 月曜日から金曜日まで（年末年始及び祝祭日は除く）

相談時間 10時から17時まで。

##### イ 面接相談

電話での助言や情報提供では相談者が抱える課題の解決が難しい場合は、事前予約の上で、来所による相談に対応すること。

また、相談者の状況等により、来所が困難な場合は、必要性等について、甲乙協議の上、出張相談を実施することができる。

相談内容が高度・複雑であり、通常の面接相談業務において対応できない場合等は、弁護士等専門家を活用し、対応することができる。

##### ウ 同行支援

相談者の置かれた状況に応じ、基地内を含む支援機関等への訪問等で必要がある場合、同行支援を行うことができる。

##### エ その他

相談者の状況に応じ必要がある場合、専門家によるカウンセリング等を行うことができる。

③ 実施体制について

本事業の実施にあたり、以下の体制を構築すること。

| 役職         | 人数 | 役割等   |
|------------|----|---|
| 統括責任者      | 1人 | 本事業全体の進捗管理、県との総合調整を行う。相談支援等を統括する役割を担い、関係機関と連携を行い、相談支援体制の強化を図ることとする。   |
| 支援コーディネーター | 2人 | 相談窓口において電話及び面接相談業務を実施するとともに、アドバイザーとともに相談者のそれぞれの状況に応じた支援を行うものとする。  |
| アドバイザー     | 1人 | 米軍関係者との家庭問題や交際トラブル等に関する知識を活用し、支援コーディネーターとともに、相談者のそれぞれの状況に応じた支援を行うものとする。また、支援コーディネーターの相談支援の指南役としてアドバイスや技術の継承をする。 |

④ 相談支援報告書の作成及び相談情報の管理・分析

実施した相談支援の記録等を踏まえ、相談支援で把握した課題の整理、ケース内容等を記載した相談支援報告書を月ごとに作成し、翌月末までに沖縄県に提出すること。また、相談情報の管理（相談者の属性・相談内容・対応方針等の一覧表作成）及び分析を行うこと。

⑤ 事業実施に係る打ち合わせ

事業の実施にあたっては、沖縄県と受託者による月1回程度の会議（以下「定例会」）を設け、事業進捗及び実施方針等について必要な協議・打合せ等を行うこととし、受託者は、定例会終了後、議事録を作成し、県に提出するものとする。

⑥ 支援マニュアル等の整備

受託者は、沖縄県と協議の上、相談支援の実施に当たり必要なマニュアル等を整備すること。

⑦ 支援スタッフへの研修

受託者は、支援の質を確保するため、行政・民間団体等が実施する各種研修事業への派遣の実施や受託者による定期的な研修を実施することにより、支援スタッフの知識・技能の向上に努めること。

⑧ その他

ア 事業効果を高めるために、必要に応じて官民の相談支援機関向けセミナーや講座の実施を行うこと。また、有効な独自提案を行うこと。

イ 本事業では、個々のトラブル等に応じて法的判断や解決策をアドバイスするための支援は行ってはならない。また、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務の取扱や周旋及び弁護士委任関係成立のための便宜行為等は行ってはならない。

## (2) 在沖米軍関係機関との連携事業

- ① 国際家事相談での協力に向けた方策の検討  
国際家事相談ケースにおいて、在沖米軍関係機関との協力体制に向けた課題等を整理し、実効性のある方策を提案すること。
- ② ワーキンググループの開催支援  
県が実施する支援方法等について、検討・課題抽出等を行う場として、沖縄県内及び在沖米軍の関連機関の担当者レベルで構成するワーキンググループを年2～3回程度開催すること。  
その開催支援として、参加者の日程調整・案内、会場手配、通訳手配、資料作成（日本語・英語）・印刷、会議運営、司会進行、議事録作成、各種経費の支払を行う。ワーキンググループで取り扱う議題の内容、開催要否、参加者の選定、開催時期等については、県と受託者で協議した上で、在沖米軍の承諾を得て決定するものとする。
- ③ 連絡会議の開催支援  
ワーキンググループの上位会議体として、本事業の全体方針や取組状況等を報告する場となる沖縄県内及び在沖米軍関連機関の管理者レベルで構成する連絡会議を年1回を目途として開催すること。  
その開催支援として、参加者の日程調整・案内、会場手配、通訳手配、資料作成（日本語・英語）・印刷、会議運営、司会進行、議事録作成、各種経費の支払を行う。連絡会議で取り扱う議題の内容、開催要否、参加者の選定、開催時期等については、沖縄県と受託者で協議した上で、在沖米軍の承諾を得て決定するものとする。
- ④ 関係機関との意見交換等  
県が実施する支援方法等を検討するにあたり、必要な場合は、関係機関や専門家等の意見を聴取し、その意見等を反映させること。意見聴取を行う関係機関等の選定については、県と協議の上で決定すること。
- ⑤ 事務局との協議・打ち合わせ  
事業の実施にあたっては、沖縄県と受託者による月1回程度の会議（以下「定例会」）を設け、事業進捗及び実施方針等について必要な協議・打合せ等を行うこととし、受託者は、定例会終了後、議事録を作成し、県に提出するものとする。

## 5 執行状況報告書の作成について

下記の事業実施に係る経費について、月ごとに取りまとめ、翌月末までに沖縄県に提出すること。

- (1) 経費明細書
- (2) 人件費に係る業務日誌、事業従事者の給与支払額が分かる書類
- (3) 支出した全ての経費に係る領収書等の写し
- (4) その他必要な書類

## 6 成果物

- (1) 国際家事相談事業  
相談支援報告書 1部、相談記録一覧表 1部
- (2) 在沖米軍関係機関との連携事業  
業務実施報告書 1部
- (3) その他県が必要と認める書類等

## 7 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ リーフレット等広報物の制作
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務で甲と別途協議を行った業務

## 8 著作権

- (1) 成果物及び本事業で作成した広報物の著作権及び所有権は、全て甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等は全て甲から第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務のコンテンツに関する二次使用料は、一切発生しないこととする。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、沖縄県及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、実施段階において諸事情により変更を協議することがある。
- (3) 委託事業における調査で得た情報については、沖縄県が公表したものを除き、外部に漏らしてはならない。
- (4) 本事業は国庫補助金を主な財源として実施するものであり、経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の関係法令に基づき、適正に執行しなければならない。